



# 栃木県公報

平成26年  
2月21日(金)  
第2557号

## 目次

### 告 示

○予定保安林	133
○保安林の指定施業要件の変更	135
○収去飼料検査結果の概要	135
○道路の区域の変更	137
○道路の供用開始	138
○事業の認定	138

### 公 告

○平成26年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集	141
○土地改良区役員の就任	143
○開発行為の工事完了	144

## 告 示

### 栃木県告示第78号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 2月21日

栃木県知事 福 田 富 一

#### I

##### 1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市中栗野字炭谷沢37-2、40-1、41、42、1304、1323

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字炭谷沢37-2・40-1・42・1304（以上の4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### II

##### 1 保安林予定森林の所在場所

佐野市水木町字太ヶ窪678-3、737、738-1、738-2、字大久保740から742まで、字岩沢743、746-1、746-2、747、748、749-1、751-1、753、756

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩沢747・748・753（以上の3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

栃木市鍋山町字蟬内1533、1534-1、字ギタンガ沢1538、1539

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ギタンガ沢1539（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅳ

1 保安林予定森林の所在場所

矢板市長井字鳶ノ巣2220、2221、2226-1、2226-2、2227から2230まで、2235から2237まで、字湯沢2222-1、2223-1、2223-7、2224-1、2224-3、2225-1、2240-1、2241、字寺山2233-1、2234、字後沢2239-1、2239-5、2239-6、2242、2243、字武者嶽2244から2249まで、2250-1、2250-2、2251、2252、字根古町2265-4から2265-11まで、2265-15、2267

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 栃木県告示第79号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次の保安林の指定施業要件を変更したので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年2月21日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
益子町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
益子町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び益子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

#### 栃木県告示第80号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成25年10月から同年12月までの間に検査した収去飼料の分析検査の概要を次のとおり公表する。

平成26年2月21日

栃木県知事 福 田 富 一

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	取去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験				結果				概要				
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性塩基性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペグン消化率 (%)	TDN (%)	ME (kcal/kg)	その他の検査水分 (%)	違反の内容
真岡市 明治飼糧株式会社 真岡センター	同左	明治配合飼料ドライミックスC8	H25.11	13.4	3.4	17.7	6.2	0.60	0.30						13.0	

注) 1 試験結果の概要の欄中には個別検査項目別に分析結果を示す。

2 違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足の量(絶対量)を示し、原材料について違反があった場合、その内容を記載する。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	取去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反及び違反の内容
真岡市 明治飼糧株式会社 真岡センター	同左	飼料	明治配合飼料ドライミックスC8	H25.11	重金属-カドミウム、ヒ素	無

注) 1 試験項目の欄には、重金属-カドミウム等の検査項目ごとに適宜区分し記載する。

2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、違反が認められた場合には、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載する。

(畜産振興課)

栃木県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年2月21日から同年3月24日まで一般の縦覧に供する。

平成26年2月21日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 119号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	日光市御幸町592-7から 日光市石屋町397-1まで	15.0	333.0	
	後	日光市御幸町592-7から 日光市石屋町397-1まで	17.0	333.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
10	前	塩谷郡高根沢町光陽台五丁目10-12から 塩谷郡高根沢町光陽台五丁目10-14まで	23.3 ~ 30.6	85.5	
	後	塩谷郡高根沢町光陽台五丁目10-12から 塩谷郡高根沢町光陽台五丁目10-14まで	25.8 ~ 121.4	85.5	

III

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 栃木藤岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
11	前	栃木市大平町川連字西裏104-3から 栃木市大平町下皆川字川向876-3まで	20.8 ~ 31.0	280.0	
	後	栃木市大平町川連字西裏104-3から 栃木市大平町下皆川字川向876-3まで	20.8 ~ 31.0	280.0	

IV

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 蛭沼川連線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

252	前	栃木市大平町土与字樋越146から 栃木市大平町土与字三反田193-1まで	15.3～17.6	200.0	
	後	栃木市大平町土与字樋越146から 栃木市大平町土与字三反田193-1まで	15.3～17.6	200.0	

栃木県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年2月21日から同年3月24日まで一般の縦覧に供する。

平成26年2月21日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
11	主要地方道 栃木藤岡線	栃木市大平町川連字西裏104-3から 栃木市大平町下皆川字川向876-3まで	平成26年2月22日
50	主要地方道 藤岡乙女線	栃木市藤岡町中根字アラク674-1から 栃木市藤岡町中根字アラク730-4まで	平成26年2月21日
50	主要地方道 藤岡乙女線	栃木市藤岡町中根字南浦431-1から 栃木市藤岡町中根字東原131-13まで	平成26年2月21日
252	一般県道 蛭沼川連線	栃木市大平町土与字樋越146から 栃木市大平町土与字三反田193-1まで	平成26年2月22日
282	一般県道 中岩舟線	下都賀郡岩舟町大字小野寺4341から 下都賀郡岩舟町大字三谷228-4まで	平成26年2月21日

(道路保全課)

栃木県告示第83号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年2月21日

栃木県知事 福田 富一

- 1 起業者の名称  
小山市
- 2 事業の種類  
桑地区コミュニティ施設整備事業及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路及び農業用水路付替工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
栃木県小山市大字羽川字柴並びに大字荒井字沼ノ内及び字道閑坊地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について  
申請に係る事業は、小山市における桑地区コミュニティ施設整備事業及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路及び農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）である。  
本件事業のうち、桑地区コミュニティ施設整備事業（以下「本体事業」という。）は、公民館、図書館、出張所、子育て支援に関する業務を行う子育てひろば、地域包括支援センター及びコミュニティ機能

を有する施設を整備する事業であり、法第3条第22号に掲げる社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館並びに同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎及び直接その事務又は事業の用に供する施設並びに同条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業に伴う附帯工事として行う調整池の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

小山市は、平成23年3月に策定した第6次小山市総合計画（以下「総合計画」という。）において、桑公民館を、図書館、福祉活動に関する機能及びコミュニティ機能等を併せ持つ地域住民の交流活動の拠点施設として整備することを計画するとともに、必要な財源を予算措置している。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 都市化の進展に伴う生活圏域の拡大により、人々のライフスタイルは多様化し、住民の地域社会とのかかわり合いが希薄となっている。また、個人主義の浸透により住民同士の付き合いが少なくなり、小山市の多くの地域でコミュニティの希薄化、少子高齢化、核家族化が進行し、これらのことから、高齢者の介護や子育てなどが地域社会において大きな問題となっている。

これらの地域社会における問題の解決を図るため、小山市においては、自治会や各種の団体が自主的に地域住民の交流を深めるための活動に取り組んでいるが、地域住民の参加者が減少し、自治会や各種団体における担い手の高齢化が進んでいることから、それぞれの単独の団体だけでは地域社会における問題を解決することが困難となってきている。そのため、多様な団体が相互に交流、協力、連携し、地域社会の問題を共通の課題として考え、住民それぞれが助け合うことによりこれらの問題を解決していく、心ふれあいまちづくりを行う必要がある。

小山市は、総合計画において、住民同士の交流活動を積極的に支援し、コミュニティの組織づくりや体制づくりに努め、地域社会が抱える問題を解決することとしている。そして、平成25年3月に策定した、総合計画を上位計画とする小山市コミュニティ基本計画に基づき、小山市の地域を小山、大谷、間々田、美田及び桑絹の5地域に大別し、これらの地域ごとに、世代や団体などの垣根を越えて、住民同士がふれあい、支え合い、助け合うことのできる関係の構築に取り組んでいる。

この取組を進めるため、小山市は、公民館をコミュニティ機能等を併せ持つ地域住民の交流活動の拠点施設として順次整備することとし、小山地域については平成24年度までに整備を行い、桑絹地域については平成27年度までに整備することとしている。桑絹地域には、桑地区及び絹地区のそれぞれに公民館が立地しているが、小山市は、桑公民館を当該拠点施設として整備することとしている。

桑公民館には、出張所も併設され、戸籍や住民異動の届出、印鑑登録や納税の証明などの業務を行っているが、桑公民館を当該拠点施設として整備するに当たっては、住民の便宜のため、引き続き出張所を設ける必要があるとしている。

高齢者の生活や子供を持つ親の子育てを支援するための福祉に関する取組として、小山市は、高齢者や子供を持つ親がいつでも気軽に支援を受けられるようにするため、当該拠点施設に地域包括支援センター及び子育て支援の拠点となる子育てひろばを開設することとしている。

桑絹地域においては、公民館に図書館の配本所も併設されているものの、蔵書数や蔵書分野が少ない上に、図書を閲覧し、資料を検索する機能が備えられていないため、桑絹地域の住民は、小山地域の中央図書館まで出向き目的の図書を借り受けるほか、日数をかけて中央図書館から図書の配本を受けている状況である。このような地域住民の学習ニーズに応えるため、小山市は、当該拠点施設に図書館を設置することとしている。

平成25年3月26日策定の小山市地域防災計画（以下「防災計画」という。）では、出張所を災害応急

活動を実施するための基幹的施設と位置付けているが、現在の桑出張所には食料、医薬品、人命救助用防災資機材等の備蓄倉庫や非常用発電設備等、防災拠点として求められる機能が備えられていない。これとともに、防災計画では、小中学校体育館のほか、公民館についても避難所に指定するよう努めることとしているため、避難所として必要となるスペースを確保する必要がある。また、避難者の収容に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者も避難することとなるため、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用駐車場の設置など、災害時要援護者に配慮した環境が必要となる。

これらのことから、小山市は、桑公民館の増築又は新築を検討することとした。桑公民館を増築する場合、敷地が狭小であるため、施設を高層化する必要があるほか、屋上や地下又は敷地外に駐車場を設置しなければならない。さらに、現在の桑公民館は、バリアフリーに対応していないため、大規模な改修工事を行う必要があるほか、昭和57年3月の建築から31年が経過し、局所的に改修、修繕工事を行っている状況であるため、今後も改修、修繕工事を行う必要が生じることとなる。また、公民館や出張所に関する業務は、工事期間中も中断することができないため、代替施設を設置する必要があるなど、多額の費用を要することとなる。

このような状況に対応するため、小山市は、新築により当該拠点施設を整備することとしている。

本件事業により、コミュニティ事業、公民館事業、出張所事業、福祉事業及び図書館事業を実施するための適正な規模の施設が整備され、地域住民の様々な活動に対して、きめ細かに対応することが可能となり、また、災害時における防災拠点としての機能が確保されるなど、住民同士の交流活動に寄与し、地域住民の公益に資することが認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の施行に当たっては、低騒音型・排出ガス対策型建設機械を使用するなど、周辺環境へ十分配慮しながら工事を実施することとしており、本件事業により生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 一方、起業地において、小山市が希少動植物の有無の確認を目的に現地調査等を実施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少動植物の営巣・植生は確認されなかった。

また、起業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に際しては、3つの候補地を比較検討しており、本件事業の起業地は、桑絹地域の住民にとって交通の利便が良いこと、災害時に他の公的機関との連絡・調整が円滑に実施できること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、本体事業に係る施設のうち、桑地区コミュニティ施設の規模については、桑絹地域の人口の動向や桑公民館の施設利用状況を基に計画しているほか、施設に配置する職員数を基に、新営一般庁舎面積算定基準（昭和35年4月8日付け建設省発第3号）により計画しており、事業の目的に照らして必要最小限の範囲の計画であると認められる。駐車場及び駐輪場については、道路構造令（昭和45年政令第320号）、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）等により適正に計画されているほか、その他の施設についても、都市計画法等に基づき適正に計画されている。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに農業用道路及び農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、規模等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

これらのことから、本件事業の起業地の範囲は、本件事業を施行する上で必要とされる最小限の範囲であると認められる。

エ 以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。



(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

(3)アで述べたとおり、地域住民の様々な活動に対してきめ細かに対応するための適正な規模の施設を整備し、また、防災拠点としての機能を確保する必要があることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

小山市市民生活部市民生活課

(用地課)

**公 告**

○平成26年度栃木県立産業技術専門学校訓練生の募集

平成26年度に入校する栃木県立産業技術専門学校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門学校規則（昭和47年栃木県規則第36号）第9条の規定により公告する。

平成26年2月21日

栃木県知事 福田 富一

1 募集する訓練課程

普通職業訓練 普通課程（資格取得コース）（離転職者等対象）

2 募集予定人員

産業技術専門学校名	科 名	訓練実施施設名及び所在地	募集予定人員（人）
県立 産業技術専門学校	介護福祉士科	宇都宮短期大学 宇都宮市下荒針町長坂3829	10
		国際介護福祉専門学校 宇都宮市大通り1-2-5	21
		栃木介護福祉士専門学校 宇都宮市宝木町2-988-5	25
		大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校 宇都宮校 宇都宮市東宿郷2-5-4	5
		佐野短期大学 佐野市高萩町1297	7
		中央福祉医療専門学校 小山市土塔234-2	22
		マロニエ医療福祉専門学校 栃木市今泉町2-6-22	10
		足利介護福祉専門学校 足利市田中町914	8

3 訓練期間及び応募資格

科名	訓練期間	入校月	応募資格
介護福祉士科	2年	4月	職業に必要な資格を取得しようとする者

## 4 募集期間及び応募方法

科名	訓練実施施設名及び所在地	募集期間	応募方法
介護福祉士科	宇都宮短期大学 宇都宮市下荒針町長坂3829	平成26年2月21日（金）から 同年3月7日（金）まで	最寄りの公共職業安定所に求職の申込みをし、県中央産業技術専門校及び入校を希望する訓練実施施設に入校願書を提出する。
	国際介護福祉専門学校 宇都宮市大通り1-2-5	平成26年2月21日（金）から 同年3月26日（水）まで	
	栃木介護福祉士専門学校 宇都宮市宝木町2-988-5	平成26年2月21日（金）から 同年3月20日（木）まで	
	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校宇都宮校 宇都宮市東宿郷2-5-4	平成26年2月21日（金）から 同年3月26日（水）まで	
	佐野短期大学 佐野市高萩町1297	平成26年2月21日（金）から 同年3月13日（木）まで	
	中央福祉医療専門学校 小山市土塔234-2	平成26年2月21日（金）から 同年3月30日（日）まで	
	マロニエ医療福祉専門学校 栃木市今泉町2-6-22	平成26年2月21日（金）から 同年3月27日（木）まで	
	足利介護福祉専門学校 足利市田中町914	平成26年2月21日（金）から 同年3月24日（月）まで	

※ 定員に満たない場合は、追加募集を行うことがある。

## 5 選考日、選考方法及び合格発表日

## (1) 選考日

科名	訓練実施施設名及び所在地	選考日
介護福祉士科	宇都宮短期大学 宇都宮市下荒針町長坂3829	平成26年3月11日（火）
	国際介護福祉専門学校 宇都宮市大通り1-2-5	平成26年3月27日（木）
	栃木介護福祉士専門学校 宇都宮市宝木町2-988-5	平成26年3月25日（火）
	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校宇都宮校 宇都宮市東宿郷2-5-4	平成26年3月27日（木）
	佐野短期大学 佐野市高萩町1297	平成26年3月18日（火）
	中央福祉医療専門学校 小山市土塔234-2	平成26年3月31日（月）
	マロニエ医療福祉専門学校 栃木市今泉町2-6-22	平成26年3月31日（月）
	足利介護福祉専門学校 足利市田中町914	平成26年3月26日（水）

## (2) 選考方法

面接により選考する。ただし、県央産業技術専門校長が必要と認める場合は、適性試験と面接により選考する。

(3) 合格発表日

県央産業技術専門校長が指定する日

6 合格通知

県央産業技術専門校長から本人に通知する。

7 その他

(1) 平成26年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合は、この募集について変更等を行うことがある。

(2) 応募書類は、県央産業技術専門校及び各公共職業安定所で配付する。

(3) 問合せ先

県央産業技術専門校（電話 028-689-6380）又は労働政策課（電話 028-623-3235）

（労働政策課）

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年2月21日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
栃 木 市 土地改良区	理 事		篠崎 通男	栃木市尻内町605		26.1.15
	〃		横山 富男	〃 梅沢町822-1		〃
	〃		篠崎 藤重	〃 尻内町306		〃
	〃		石川 雅章	〃 鍋山町84		〃
	〃		田中 芳男	〃 〃 649		〃
	〃		野尻 徳雄	〃 川原田町907-1		〃
	〃		野尻 甚一	〃 〃 609-2		〃
	〃		塩田 宏	〃 吹上町411		〃
	〃		増茂 政雄	〃 宮町348-3		〃
	〃		瀬下 宏	〃 大皆川町208-1		〃
	〃		高久 邦男	〃 千塚町85		〃
	〃		渡辺喜三郎	〃 新井町727		〃
	〃		川中子享司	〃 高谷町343-1		〃
	〃		中田 芳宏	〃 大塚町2214		〃
	〃		大塚 徳己	〃 〃 3097		〃
	〃		若色 昭松	〃 〃 1000-1		〃
	〃		島田 秀夫	〃 国府町14		〃
	監 事		宇賀神武治	〃 梓町75		〃
	〃		臼井 修身	〃 川原田町1437		〃
〃		川中子利夫	〃 高谷町193-2		〃	

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年 2月21日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字大山字前畑544番 4	河内郡上三川町大字大山596番地 3	伊 澤 一 樹
河内郡上三川町大字上三川字京田1930番 2、 1931番 1、1932番、1933番 1、1963番 1、 1964番 1、1965番 2	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	株式会社サークルK サンクス
真岡市飯貝2506番 3	真岡市亀山368番地 4 ビレッジハイ ツ101号	中 三 川 俊 光
真岡市小林字新堀80番 5、80番16	真岡市小林80番地 5	日 和 田 孝 雄
真岡市下籠谷字向御堂380番 3	宇都宮市下栗町697番地25コーポ平 野 A棟106号	牧 野 英 明 牧 野 利 香
真岡市飯貝字原町北道東2277番10の一部	芳賀郡市貝町大字赤羽2227番地 8 ハ イツ向山101号	沼 澤 雅 人 沼 澤 益 嘉
下都賀郡壬生町大字壬生甲字御里東987番 1、988番 1	下都賀郡壬生町大師町 7 番17号レジ デンス・ウィロー I 101号室	山 崎 恭 広
下都賀郡岩舟町大字三谷字中坪131番 5、131 番 6、157番 3、157番 5	埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁 目 6 番地 2 県南第 2 ビル205	仙 田 達 広
那須塩原市下永田六丁目1229番 2、1229番 3、1229番 5、1229番67、1229番70、1229番 71、1229番72、1229番73、1230番 1、1230番 30	那須塩原市西三島三丁目183番地274	有限会社那須クリ エーション
那須塩原市井口字山中1322番 6 の一部	那須塩原市三区町596番地21	有 限 会 社 北 栃

(都市計画課)